

令和4年度

社会福祉法人 若楠

事業計画書

目 次

本部	p 9～10
I 法人の運営概要	
II 若楠の創立基本理念	
III 若楠の運営方針	
IV 本部事務局の事業計画	
若楠療育園	p 11～15
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
若楠児童発達支援センター	p 16
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
若木園	p 17～18
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
青葉園	p 19～20
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
どんぐり村	p 21～22
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
グリーンファーム山浦	p 23～25
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	
もしもしネット	p 26～27
I 目的	
II 事業方針	
III 事業計画	

本 部

I 法人の運営概要

国内で新型コロナウイルスが確認されて2年が過ぎたが、なお、感染終息の見通しは立たず社会の閉塞感は続いている。このようなコロナ禍においても、社会福祉法人へは主たる事業にとどまらず、地域共生社会に向けた自発的、主導的な役割をなお一層求められている。

この社会状況のなかで、社会福祉法人若楠は法人理念のもと、利用者・家族・職員の満足度を高める経営・運営の在り方を継続していくとともに、障がい福祉の中核的存在として、社会貢献に繋がる事業の拡大に努めていく。

さらに、社会規範として事業の透明性を確保、法令遵守、働く環境のさらなる向上など、社会福祉法人としての健全な経営をおこなっていく。

また、法人若楠を支えるのは「ひと」であることから、管理監督的地位にある者には、人事管理及び業務管理に努めていただくとともに、福祉人材の育成・定着、求職者への求心力につなげ、慢性的な福祉介護分野の人手不足を打破していく。

II 若楠の創立基本理念

「入園者中心主義」 利用者の幸せを中心に物事を考え、推進していく。

「開かれた施設」 地域の皆さんと協働し、地域と利用者との有機的な関係づくりに努めるとともに、必要とされる施設を目指す。

「若楠ファミリー」 入園者・利用者、家族、職員が三位一体となる家族愛。感謝と思いやりを大切にし、相互に支え合う社会の創造を追求する。

III 若楠の運営方針

1 地域社会に貢献する障がい福祉事業の充実と実践の強化

社会福祉法人としての中長期的なビジョンを持って、利用者・家族へ信頼していただけるような障がい福祉事業の運営をおこなうとともに、地域共生社会に向けた包括的な支援を行政と連携して進める。

2 事業計画に沿った質の高い安心・安全なサービスの提供

各事業所が令和4年度の事業計画を遂行できるように、連携・助言をおこなう。その中でも防災対策、利用者、職員の安全管理については、法人内でも情報を共有し、突発的な事案に際しても法人全体が結束して取り組める協力体制を構築する。

3 法人理念を根幹とする福祉人材の確保（採用・育成・定着）

福祉サービス向上の要は人材であり、将来のキャリアアップにつながるような研修機会の確保、資格取得への支援や職員処遇の向上に努める。

また、労働環境（就業規則、諸規程）の整備と周知に努めるとともに、ICTの積極的な導入と職場の安全衛生の取組に基づいた働き方の効率化を推進する。

IV 本部事務局の事業計画

1 人材育成

1) 法人研修

- ・新規採用者研修
- ・一年経過者研修
- ・どんぐり村実地研修
- ・職員スキルアップ研修
- ・働き方研修
- ・職員研修会及び基調講演

2 働きやすい職場づくり

- 1) 健康診断、安全衛生委員会、ハラスメント対策委員会
- 2) 就業規則の見直し（育児・介護休業法改正への対応）
- 3) メンタルヘルス室の活用促進

3 人材確保

- 1) 積極的な広報活動による外部への認知
- 2) ホームページを活用した採用活動
- 3) 計画的な採用活動

4 年間行事の実施

- ・ 4月 新年度会及び入社式
- ・ 5月 若楠創立45周年記念式典
- ・ 1月 新年挨拶の会
- ・ 3月 事業計画説明会

5 評議員会・理事会の開催

1) 評議員会

- ・ 6月 定時評議員会（決算・前年度事業報告等）

2) 理事会 定例会議（年3回）

- ・ 6月（決算・前年度事業報告）
- ・ 12月（補正予算・意見交換会等）
- ・ 3月（翌年度事業計画及び予算）

若楠療育園

I 目的

若楠療育園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、利用者のニーズに真摯に向き合い、重度の障害をお持ちの入園者、在宅障害児者の幸せづくりのため、ライフステージに応じた適切なサービスを提供する。そのために、職員一丸となってサービスの質の向上に努めながら事業を運営する。さらに、地域の方々と共に手を携え、地域貢献に努めていく。

II 事業方針

- 1 利用者の尊厳を守り、専門性を駆使した質の高いサービスを提供する。
- 2 地域の障害児者の福祉・医療ニーズに対応する。
- 3 利用者・家族・関係者とさらなる信頼関係を築く。
- 4 明るく、活気ある、笑顔あふれる職場をつくる。
- 5 感染症対策を徹底し、院内感染を予防する。
- 6 危機管理能力を高めて、災害時にも事業継続可能な体制を整備する。
- 7 法令を遵守し、安定した事業運営をおこなう。

III 事業計画

1 医療部

1) 入所部門

- イ) 入園者個々に応じた適切かつ丁寧な医療、看護、介護の実施
- ロ) 院内感染の予防と対応及び事故防止対策の徹底
特に新型コロナウイルス感染症対策は万全を期す
- ハ) 合併症を罹患した利用者への適切な対応と治療
- ニ) 重症者（超・準重症児）への医療看護介護力の強化
- ホ) 高度医療（人工呼吸器など）へのより積極的な取組
- ヘ) 重度障害の医療的ケア児の積極的な受入
- ト) 高齢入園者への安心安全な生活の向上に向けた対応強化
- チ) 終末期に対し、利用者と家族及び職員間の共通認識の育成
- リ) 強度行動障害への取り組みの強化
- ヌ) 感染予防対策をおこないながら、短期入所支援の継続的な受入れ

2) 外来部門

- イ) 新型コロナウイルス等の感染症対策
 - ・センター利用者の体温測定、体調確認、マスクの着用、手指消毒、付添い制限などをお願い
 - ・職員の検温と体調確認、清掃消毒など感染予防対策の強化
 - ・感染症の疑いがある患者への対応については、院内感染を防ぐため、又は患者同士の接触を避けるため、完全予約制で、屋外や隔離室での診察
 - ・診察の際は、マスク・ガウン・手袋・顔面シールドを装着
- ロ) 一般診察（小児科・内科・神経科・精神科）
 - ・法人関連施設利用者や地域の障害者に対して外来診療・診断書等の作成（全科）
 - ・地域のかかりつけ医、また医療連携機関としての役割（小児科）
 - ・保険診療（予防接種、乳児健診など）の実施（小児科）

- ・医薬品の情報提供と服薬指導の実施（全科）
- ハ) 小児発達外来
 - ・神経発達症群の疾患（知的障害・自閉症スペクトラム症・注意欠如多動症学習障害など）の検査・診断・二次障害への対応（投薬など）
 - ・療育機関やリハビリテーション（理学療法・作業療法・言語訓練）連携
 - ・困難事例に対しては関係機関や精神科との連携
 - ・脳性麻痺など身体障害・重複障害児に対して在宅医療支援やリハビリテーションの実施
 - ・リハビリテーション科の専門外来の実施

3) 歯科

- イ) 入園者の口腔ケアの充実
 - ・口腔内状況の情報共有ツールを用いた視覚化
 - ・医師、リハ課・生活棟等のスタッフとの連携強化
- ロ) 診療体制の合理化に努め、余裕のある診療体制を構築する
 - ・受診予約管理の適切化の継続
 - ・各種業務のマニュアル作成
- ハ) 感染対策の継続
 - ・防護具の使用、器具の滅菌等の徹底
 - ・診療室の整理・整頓の徹底
- ニ) 地域障害者歯科における中核施設を目指す
 - ・地域の他施設（障害者施設、大学病院、歯科医師会、歯科医院等）との連携の充実
 - ・専門性レベルアップのための研修会・学術集会への参加
 - ・学会での研究発表
 - ・日本障害者歯科学会認定歯科衛生士の育成
 - ・病院歯科を標榜するための基礎づくりの継続

4) リハビリテーション課

- イ) 専門性の向上と役割分担の明確化
 - ・「粗大運動・疼痛・呼吸機能」分野の評価と対応（理学療法、以後 PT と記す）
 - ・「福祉用具・日常生活動作」分野の評価と対応（作業療法、以後 OT と記す）
 - ・「摂食嚥下・コミュニケーション」分野の評価と対応（言語聴覚士、以後 ST と記す）
 - ・課題テーマの学習、研修参加「小児運動発達・二次障害 (PT)」「身辺自立・発達障害の検査・社会的スキル (OT)」「摂食嚥下・ソーシャルスキル (ST)」
- ロ) 地域貢献の推進
 - ・講師派遣、巡回相談等の外部発信の実施と拡充
 - ・教育機関、行政機関、事業所のニーズへの対応（各種相談、講師派遣）
 - ・学会発表の推奨
- ハ) 利用者、保護者との信頼関係の構築と維持
 - ・利用者のニーズを中心に置いた支援プログラムの提示と経過報告の実施
- ニ) 法人内施設のニーズへの対応
 - ・継続しうるサービス提供体制の構築とサービス提供
- ホ) 感染予防対策の実施と徹底
 - ・業務分担の継続（入園・外来・児童発達支援・地域支援）
 - ・危機管理体制の構築と相互フォローできる組織づくり

5) 栄養課

イ) 積極的な業務改善

- ・調理師（員）による定期的な食事の聞き取り
- ・利用者の機能や発達に合わせた食事の提供及び食事内容の検討（刻み食の評価と改善）
- ・多様化する対応（アレルギー食・特別食など）にも安全安心な食事提供
- ・適温かつ適時の食事提供（温冷配膳車の活用）
- ・職員のスキルアップ
- ・作業マニュアルの浸透と徹底

ロ) 栄養管理計画の実施と評価

- ・4月計画書立案
- ・低栄養リスクレベルの判定とそれに応じた定期的なモニタリング
- ・2、3月総合評価
- ・他職種との連携

ハ) 災害時・非常時の対策と対応

- ・非常食（朝食防災メニュー）の定期的な実施
- ・非常食持出訓練の実施
- ・ローリングストック（備蓄食品の一部）の適切な管理
- ・備蓄食品の食の見直し（4月）

2 入所支援部

1) 看護課

イ) 10対1の看護体制の継続と看護・生活支援サービスの向上

- ・重症児者看護・医療的ケア児の成長発達支援の向上
- ・利用者の生活様式の変化に応じた看護記録の充実と高齢化・重度化を考慮した看護の実施を図る
- ・計画的な研修会参加（リモート等）と情報発信

ロ) 感染防止・医療安全対策の強化

- ・新型コロナウイルス感染症対策の継続と情報収集に努め早期対応を目指す
- ・インフルエンザ、ノロウイルス等、感染対策の研修を増やし、意識の向上を図る
- ・インシデント・アクシデントレポートから事例検討・改善に努め、安心・安全に繋げる
- ・ラウンドの継続で快適な環境の提供とポスター掲示で見える化を進める

ハ) ユニットケアの充実

- ・感染を重視し、医療度に配慮した看護・支援を行う
- ・主任、ユニットリーダーを中心とした安心安全なサービスの実施
- ・ユニット目標に対する評価から、生活支援の充実とスタッフの意識向上を図る
- ・清潔で快適な生活環境を提供する
- ・家族との繋がりを大切に、情報は正確に、対応は迅速に行い、信頼関係を深める

ニ) 短期入所事業の充実と利用者のニーズに対応する

- ・新型コロナウイルス感染症対策を継続しつつ、ニーズに対応するよう情報収集に力を入れる
- ・各部署と連携して医療的ケア看護師派遣事業・緊急時対応を継続するとともに家族及び教育機関との信頼関係を深める
- ・安心安全な環境整備と受け入れ体制の強化を図る

2) 生活支援課

イ) 安心安全な生活環境の整備と日中活動・行事等の満足度向上

- ・個別支援計画の適正な運営および年齢や重症度に応じた個別的・集団的療育活動の充実
- ・療育活動や行事等の在り方の見直しおよびWi-Fi環境使用など創意工夫を凝らした活動への展開
- ・利用者の楽しみや要望を十分配慮したお楽しみ会の実施
- ・利用者に寄り添い、家庭的な生活環境を整えユニットケアの充実を図る
- ・サービス向上委員会を中心に接遇意識の働きかけを強化、サービスの質の向上を図る
- ロ) 家族との信頼関係の構築や関係機関との連携
 - ・面会体制の整備及び家族との密な情報交換で安心感につなげる
 - ・中原特別支援学校（小学部・高等部）との情報交換と支援体制の整備
 - ・児童相談所との連携と措置児保護者への対応
- ハ) 人材育成と働きやすい環境づくり
 - ・報連相の徹底や迅速な問題解決、業務効率化を図る
 - ・チームワーク力を高め、職員の意欲向上につなげる

3 地域支援部

1) 地域支援課

- イ) 安定的な事業運営
 - ・各事業の適切な評価と公表
 - ・職員配置基準の適正化及び利用児者の定員管理と確保
 - ・保護者との信頼関係を高め、安心感につなげる支援を目指す
- ロ) 障害の重度化・高齢化・医療的ケア児等への対応と支援の質の向上
 - ・利用者ニーズに沿った療育活動の充実
 - ・感染症対策及び事業ごとの安心安全なサービス提供実施
 - ・医療的ケア児に対する看護ケア及び支援の質の向上
- ハ) 地域福祉サービスの拡充
 - ・地域ニーズに沿った事業の準備と対応
 - ・在宅障害者のライフステージに応じたサービスの提供
- 二) サービスの質の向上
 - ・研修会参加や勉強会の実施
 - ・各種専門性のスキルアップ

2) 総合相談室

- イ) 巡回相談、療育支援事業、障害児特定相談、総合相談事業等による子育て支援、幼稚園、保育園等の専門職支援、医療的ケア児等の各種相談支援の実施
- ロ) 感染症対策を行いながら、適正な業務の実施と良質な相談業務の遂行、及び計画書の作成
- ハ) 各種協議会や事業所、関係機関、地域との連携強化
- 二) 各県・市・町からの業務委託事業の安定的な実施

4 事務部

1) 事務課

- イ) 安定した運営
 - ・コスト分析と情報提供
 - ・複数人担当制など内部統制と危機管理を意識した業務分担
 - ・窓口での感染対策の継続
- ロ) 業務効率化の徹底
 - ・担当業務ローテーションの実施

- ・ 検索しやすさを意識した書類管理、及びデータ管理
 - ・ I T環境及びI T資産を活用した業務効率化
 - ・ オンライン資格確認システムを活用した外来窓口の効率化
- ハ) 職場環境の整備
- ・ 施設設備の整備と整理整頓
 - ・ 部署間の連携と業務効率化による働きやすい環境づくり
 - ・ 衛生委員会とメンタルヘルス室活用の推進
 - ・ ハラスメント防止対策
 - ・ 就業規則等の諸規程についての周知と相談ができる体制の整備

若楠児童発達支援センター

I 目的

若楠の基本理念のもと、地域ニーズに応える児童発達支援センターとして、子どもにまつわる諸問題や育児不安を含め、障がい児に限らず、さまざまな角度から子育て支援事業を行い、誰もが安心して子育てができる社会づくりを地域と共に行っていく。

II 事業方針

- 1 地域の障がい児、家族の個々のニーズに対し適切な支援を行う。
- 2 地域の障がい児を預かる施設への支援とネットワーク強化を図る。
- 3 障がい児のみでなく、健常児、グレーゾーン児や子育て不安も含めて、保育関係、幼稚園、学校等への具体的なアプローチと子育て支援事業を行う。
- 4 産前産後の相談支援体制と、愛着形成を含む継続的な子育て支援を行う。
- 5 一般外来、健診、療育、リハビリ訓練を含め総合的児童発達支援を行う。

III 事業計画

- 1 若楠児童発達支援センター
 - 1) 療育制度に対応した適切な配置基準と安定的な運営
 - 2) ガイドラインを根底に、その成果に対する評価の公表と改善
 - 3) 療育参観や親子療育、保護者交流会等による家族支援
 - 4) 関係機関や障がい児が通う保育所等との連携による地域支援
 - 5) 就学準備学習会やつみきセミナー等家庭療育支援学習会の開催
 - 6) 職員の指導力及び専門性のスキルアップ
- 2 子ども・子育て支援事業
 - 1) 小規模型事業所内託児所（わかくす託児所）
 - イ) 地域、従業員の子もたちの安心安全なお預かり
 - ロ) 個々の子どもの年齢等に合わせた保育の実施による成長発達の促進
 - ハ) ご家族との信頼関係の構築及び必要に応じた家族支援
 - 2) 地域子育て支援拠点事業（どんぐりセンター若楠）
 - イ) 親子の遊びの場及び子育て交流の場の提供
 - ロ) 医師、助産師、保健師、心理士、保育士等の専門スタッフによる相談支援の実施
 - ハ) 障がい児のみでなく、何か気になる子、健常児との共生の場としての確立
 - 2) 子育て講習会、プレママ・赤ちゃん広場等の実施
- 3) タッチケア（ふれ愛）教室の開催
 - イ) タッチケアの啓発活動と実技を通しての愛着形成の啓発
 - ロ) 親子に限らず、幼保育園を含めて地域を巻き込んだ子育て支援づくり

若木園

I 目的

若木園は、社会福祉法人若楠の基本理念のもと、入所者及び通所利用者の意向、人権を尊重し、社会的自立と社会参加ができるよう支援を行う。また、障害者支援施設として多種多様な役割を果たし、24時間トータル支援を行うための高い専門性と調整力の向上を目指していく。

重度の知的障害や行動障害を有する利用者に対しての特性に応じた専門的な支援、高齢・機能低下・病気等による医療・介護が必要な利用者に対し、終末期までを想定した安心できる生活の支援を目指す。

地域のニーズに対応していくため他機関と連携し、相談機能の充実を図り、地域の障害を有する方の日常生活を支えていく。また、福祉サービスを継続していくため、事業を支える職員の人材確保と育成にも力を入れていく。

II 事業方針

- 1 入所者の高齢化、障害特性（行動障害・自閉症）に配慮し、個人の尊厳とプライバシー保護、安全確保等を最優先し、心のこもった支援サービスを提供する。
- 2 医療と連携し、日常生活動作や環境調整の評価を行う（高齢化、機能低下の対応）。
- 3 現在行っている福祉サービスを継続していくための職員確保と業務の効率化に努める。
- 4 個別支援計画策定・実施・評価を確実に実施し、利用者のサービス向上を図る。
- 5 市町・計画相談事業所・関係機関と連携を強化し、相談窓口、訪問事業の充実を図る。
- 6 利用者サービスの充実につながる研修等を実施する。
- 7 感染対策を含めた危機管理対策の強化に努める。
- 8 利用者、職員、家族、地域と更なる信頼関係を築く。
- 9 コスト削減に努め、全体的な経費削減対策を行う。
- 10 衛生委員会での課題提起と情報を発信する。
- 11 若木園の魅力を発信する広報活動を促進する。

III 事業計画

- 1 生活支援課
 - 1) 個別支援計画の遂行に向けた支援の工夫とその目標実現
 - 2) 障害特性に合わせた支援と生活環境の改善、整備による安全性と快適性の追求
 - 3) 職員間で情報共有し、各棟のチーム支援を強化
 - 4) 医療、食事、リハビリテーションと連携を図り利用者のニーズへ対応
 - 5) 専門的知識習得のための研修会等への参加と資格取得の奨励
 - 6) 感染症の予防と感染症への適切な対応を周知徹底
 - 7) 地域ニーズに応えるための適切な短期入所事業の運営
 - 8) 保護者、地域との信頼関係の構築
 - 9) 災害に備えた利用者の安全確保と事業継続への取り組み強化
 - 10) 利用者・ご家族・社会状況に合わせた療育、行事の見直し
 - 11) 地域とつながる活動の展開

2 保健衛生

- 1) 疾病の予防と早期発見
- 2) 嘱託医及び協力医・専門医連携の充実
- 3) 感染予防、隔離マニュアルの実施徹底
- 4) 緊急時の対応マニュアルの指導・実践
- 5) 医療的評価と職員への医療・看護・介護分野の指導・助言
- 6) 医療品、保健備品の管理
- 7) 薬剤管理の徹底（事故防止の改善検討・実施）
- 8) 職員の身体的健康・衛生管理に関する産業医との連携（衛生管理責任者）

3 食事班

- 1) 食事を安定提供できる職員の確保
- 2) 利用者の摂食状態の把握（看護師との連携）
- 3) 医務・家庭との連携（治療食、生活習慣病予防、個別栄養管理）
- 4) 旬の食材を取り入れたメニュー・家庭的なメニューの充実
- 5) 無駄のない食材の利用と在庫管理によるフードロス削減
- 6) 作業の効率化、支援員との連携・協力
- 7) 衛生・安全管理の徹底、栄養マネジメントの充実

4 地域支援課

- 1) 将来を見据えた個別支援計画と支援の実施
- 2) 再アセスメントによる特性の把握
- 3) 個人への配慮としての環境調整と整備
- 4) 障害特性の理解、専門的知識・技術の習得
- 5) 保護者、関係機関との連携（計画相談、他事業所との情報共有）
- 6) サービスの適正な運営と改善

5 相談支援の充実

- 1) 多様かつ高度化する相談に対応するための安定的体制の構築
- 2) 地域の福祉ニーズに対応する総合相談窓口機能の継続

6 総務課

- 1) 諸規程の適切な運用と法令遵守
- 2) 利用者預り金の管理保全
- 3) 財務諸表による経営把握および予算とコスト管理の徹底
- 4) 将来の本館改修もしくは建替えのための資金準備
- 5) 現場業務の効率化の提案
- 6) 安全運転の啓発と法令改正への対応（アルコールチェック）

青葉園

I 目的

法人の基本理念のもと、利用者、家族、職員が信頼関係を築き、笑顔で幸せな生活が送れる事業の推進に努めていく。ユニットケアを通して、家庭的な雰囲気のもと、安心して生活していただけるような施設づくりを目指す。

また、青葉ホームは、地域資源として関係機関との連携を図りながら、利用者の地域生活と自立を支援していく。

II 事業方針

- 1 利用者、家族、職員、地域との信頼関係を深める。
- 2 ノーマライゼーション、意思決定を追求し、利用者の権利擁護に努める。
- 3 利用者、職員が生き甲斐、遣り甲斐を高められる計画を立案する。
- 4 利用者のライフステージに合わせた支援の充実。
- 5 災害や感染症に対して事業を継続できる体制を強化する。
- 6 法令を遵守し、安定した事業運営に努める。

III 事業計画

- 1 生活支援課
 - 1) 利用者の人権人格を尊重した支援に取り組み、信頼関係を深める
 - 2) 利用者が豊かな人生の自己実現ができるような個別支援計画を作成・実施する
 - 3) コロナ禍でも家族との情報発信を密に行い、信頼関係を構築する
 - 4) 職員一人ひとりが役割に自覚を持ち、責任をもって職務を遂行する
 - 5) 介護、リハビリテーション、行動障害等に対する知識と技術の向上
 - 6) 虐待防止に関する研修の実施
 - 7) 防犯、交通安全、怪我、誤薬、感染症等へのリスクマネジメントに努める
 - 8) 地域交流の実施（感謝祭）、地域行事への参加（夏祭り、美化作業等）
 - 9) 感染対策を講じ、全体行事、日中活動、ユニット活動等を充実させる
 - 10) 非常時でも安心して安全な住環境を提供する
 - 11) 目的の理解、計画性、情報共有を高めるため、可視化を意識した業務を行う
- 2 医務
 - 1) 生活支援員と連携を図り、利用者の健康管理にあたる
 - 2) 疾病の予防と早期発見、加齢に伴う疾病予防に努める
 - 3) 園内感染予防対策の徹底（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）
 - 4) 個人の医療・看護・介護知識の習得と技術の向上
 - 5) 管理栄養士や作業療法士と連携して生活習慣病予防対策に努める
- 3 リハビリテーション
 - 1) 個別リハビリの継続と集団リハビリ・日中活動の工夫
 - 2) 生活環境へのアプローチ
 - 3) 介護技術・介護機器等の研修会を実施
 - 4) 他職種との連携の強化
- 4 栄養課
 - 1) 健康の維持、増進を目指した食事の提供に努める

- 2) バリエティに富んだ食事を提供し、食の満足度を高める
- 3) 衛生管理を遵守し、安全な食事の提供に努める
- 4) 栄養マネジメントを通し、利用者の栄養状態の維持、改善を目指す
- 5) 他職種との連携を図り、利用者の情報共有に努める
- 6) 業務内容の見直しを行い、効率化を図る
- 7) 災害時・非常時に食事提供ができる体制の強化

5 総務課

- 1) 接遇、接客技術を向上させ信頼感を高める
- 2) 他部署とも情報共有を徹底し、働きやすさを追求する
- 3) 内部牽制を機能させつつ、業務の明確化・効率化を図る
- 4) 業務に関する知識を深め、法令遵守を徹底する
- 5) 事業活動収支計算書による経営状況の把握と予算管理
- 6) 預かり金の適切な管理と利用料徴収の確認
- 7) コスト意識を高めるため、各部署への働きかけをおこなう
- 8) 防災・防犯意識の向上と、実践的な訓練の実施
- 9) 事業継続計画の作成
- 10) 設備のメンテナンスと維持管理、設備に関する関係法令への対応
- 11) 衛生委員会の開催を通して、職場環境の改善を多角的におこなう

6 地域支援課

- 1) 安全、安心な生活環境を提供できるように生活支援を強化する
- 2) 家族との情報交換会及び交流の機会を増やし、信頼関係を深める
- 3) 青葉ホームの特色を活かし、余暇活動や個別支援を充実させる
- 4) 災害時に備え、危機管理の強化に努める(防災訓練、非常食、感染症等)
- 5) 感染症対策をとりながら、活動、行事を充実させる
- 6) 各会議や研修会等の目的を明確化し、専門性を高める
- 7) 各関係機関と連携を図り、信頼関係の構築に努める

どんぐり村

I 目的

若楠理念に基づいて、どんぐり村に関係する全ての人たちが幸せを感じてもらえるような施設づくり（利用者中心主義）、地域共生、地域貢献を柱とした事業運営（開かれた施設）、家族のような温かみを感じられる支援や接客（若楠ファミリー）を行っていく。

利用者がやりがいを持って働ける環境づくりを中心に、社会とのつながり、工賃向上、誰からも親しまれる村づくりを目的とした事業の運営に努めていく。

II 事業方針

- 1 個別支援計画に基づいた就労支援の充実に努める。
- 2 観光事業の充実に図りながら、佐賀市や三瀬村の観光資源としての役割を果たしていくとともに、地域の活性化につなげる。
- 3 入場料等の値上げによる観光・飲食事業の質向上に努める。
- 4 花苗・農園事業を通して、佐賀市・三瀬村とのつながりを深める。
- 5 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら、支援・サービスの質確保に努める。
- 6 利用者、職員が安心して楽しく働ける村づくりを目指す。
- 7 計画的な園内整備を行い、誰もが心地よく感じることのできる空間を作る。

III 事業計画

- 1 就労継続支援B型事業
 - 1) 福祉事業
 - イ) 利用者の適性に応じた就労支援の実施
 - ロ) 可能性を拡大していけるような個別支援計画の立案
 - ハ) 楽しく、安全に作業を行える環境づくり
 - ニ) アート活動の実施と確立
 - ホ) 重度者、高齢者への作業内容充実
 - ヘ) 感染拡大等、緊急時の在宅ワークの実施
 - ト) 保護者との連携と緊密な相談体制の構築
 - チ) 行政、関係機関との連携
 - 2) 就労支援事業
 - イ) 年間9万人の来場者数を目標とした観光事業の実施
 - ・自然・人とのふれあいを全面に出したテーマと施設作り
 - ・花と農業を充実させた年間スケジュールの実施
 - ・レストランバーベキュー、体験工房の再開
 - ロ) 観光事業の収益向上
 - ・地域との協働による企画、イベントの実施
 - ・装飾や手作り遊具等によるテーマにあった、楽しい空間の演出
 - ・美味しい食事・パンの提供による来場者の満足度向上
 - ・ガーデニング教室、さつまいも収穫体験の実施
 - ・動物ふれあいイベント・学習会の実施
 - ・デイキャンプ（10区画）の実施とキャンプ用品販売
 - ハ) 園内の心地よい空間作り
 - ・季節に応じた物販・飲食店エリアの賑わい作り
 - ・自然を活かし、体を動かすことのできる運動広場の整備
 - ・景観を大切にしたい雲の池周辺・山の上広場の整備

- ・散策が楽しめるような外周路の掲示物・案内板の設置
- ・ひまわり畑（7月）、コスモス畑（10月）の育成
- ニ）農園・花苗事業の安定的運営
 - ・さつまいも収穫体験活動の拡大（9月、10月の実施）
 - ・花苗事業の継続的取組み（年間9万本、佐賀市事業）
- ホ）地域の社会資源として活用していく取組みと連携
 - ・人が集まり、活用する場として地域への発信
 - ・地域イベントの場としての取組（マルシェ、音楽祭等）
 - ・子育て、障がい者活動等の啓発イベントの誘致
 - ・教育、社会活動学習の場としての活用

2 総務部門

- 1) 適正な事業経営を目指した会計
- 2) 新型コロナウイルス等感染防止対策の徹底
- 3) ホームページ等SNSを活用した広報活動
- 4) 個人情報保護の徹底
- 5) 防災訓練の実施
- 6) 利用者、来場者への接遇改善と研修の実施
- 7) 設備のメンテナンスと安全管理
- 8) 車両の事故防止と安全運転管理の徹底
- 9) 観光協会、商工会との連携による来場者誘致
- 10) 三瀬、富士、背振との地域協力体制の構築
- 11) 職員体制の効率化と働き方改革の実施

グリーンファーム山浦

I 目的

若楠基本理念を念頭に法令遵守を徹底し、新型コロナウイルス感染症等の社会情勢及び福祉制度の動向に柔軟かつ迅速に対応できる体制と事業目的に沿った活動を通して、地域貢献できる魅力ある事業所づくりに努める。

II 事業方針

- 1 若楠基本理念に基づく、利用者の人権・人格を尊重した質の高いサービスを提供する。
- 2 利用者、職員ともに安全・安心を優先し、楽しく柔軟性を持った活動を推奨する。
- 3 就労支援ニーズの高まりに対応した定員増に伴う体制の整備と運営状況の把握に努める。
- 4 感染症対策及び危機管理を徹底する。
- 5 個別面談、作業参観等を実施し、保護者との信頼関係を構築する。
- 6 地域ニーズに即した事業展開と社会貢献活動を実施する。
- 7 グループホーム移管に伴う運営の安定化を図る。
- 8 虐待並びに苦情受付体制の強化に努める。

III 事業計画

1 就労継続支援B型事業

個々の利用者ニーズに対応し、安心して取り組める作業環境を整え効率化を図りながら、生産活動における知識・技能の習得と工賃向上を目指す。

- 1) 生産性及び品質の向上、安定化
- 2) 社会情勢に応じた商品価格の見直しと経費削減対策の強化
- 3) 地域への情報発信機能を充実させ、新規顧客の獲得及び社会貢献事業を推進する
- 4) 作業班
 - イ) 園芸・農園・養鶏
 - ・養鶏環境の整備、衛生管理を強化し、採卵率向上及び安定供給を図る
 - ・野菜の年間作付計画の明確化、有機土壌管理による品質及び収穫量の安定化
 - ・各年間契約事業の継続、花いっぱい運動の推進、社会貢献事業の整備(空地空家管理)
 - ロ) クリーニング
 - ・年間契約事業の継続(法人内施設、外部事業所)
 - ・外部受託業務の見直し、新規事業の検討
 - ・各班連携を念頭に作業工程の見直し、効率化を図る
 - ・事故防止の徹底(乾燥ミス、移染ゼロ、衛生管理)
 - ハ) 食品加工
 - ・給食センター他年間受注契約の継続
 - ・食品衛生管理の安定化、事故防止の徹底
 - ・増産体制の整備、効率化
 - ・新商品開発と生産体制確立、菓子類の増産及び安定供給
 - ・市場及び原材料費の変動に即した適正価格の見直し及び内容量や包材の検討
 - ニ) 菌床椎茸・受託業務

- ・3,000床栽培、管理方法をマニュアル化、実績をデータ化して収穫量及び品質の安定を図る
- ・地域に向けた掲示板の設置、旬の情報定期更新
- ・園芸班との連携体制確立
- ・就労移行事業との連携、施設外清掃業務による地域社会との交流及び一般就労に向けた社会性と技能の向上を図る

2 就労移行支援事業

もしもしネット・職業センター・ハローワーク等関係機関及び一般企業と連携しながら、利用者の作業能力並びに社会性、人間性の向上を目指し、一般就労に向けた訓練や支援を行う。

- 1) 基礎訓練の充実、評価基準の明確化
- 2) 企業訪問による実習及び雇用先の開拓
- 3) 外部講師を招いての研修、スタッフミーティングによる就労意識の向上
- 4) もしもしネットとの定期連絡会議の開催、グループホーム支援を含めた協力体制の構築
- 5) 定員維持を念頭に置いた利用状況の把握及び新規利用者の開拓
- 6) 作業班
 - イ) 受託清掃作業
 - ・市内公園清掃業務を通して、報告・連絡・相談を徹底しながら一般的な対人スキル及び社会性の習得を目指し、企業や社会に求められる人材を育成する

3 就労定着支援事業

家族や企業、福祉医療等の関係機関と連携し情報を共有しながら、一般就労している利用者に対して、就労継続を図るための課題解決に向けた取り組みを行う。

- 1) 企業、関係機関との連絡調整及び定期的な情報交換
- 2) 雇用に伴う日常生活や就労における相談対応（指導・助言）
- 3) 利用者の状況やニーズに則した面談や職員派遣の調整

4 共同生活援助

利用者が家庭的な雰囲気の中で楽しく充実した生活を送りながら、社会の一員として意識向上できるように支援を行う。

- 1) 地域で自分らしく生活できるよう利用者個々のニーズを把握しながら対応を行う
- 2) 家族との情報共有や連絡、相談を密に行い、信頼関係を構築する
- 3) 独自の余暇活動や行事を企画し、生活の質を充実させる
- 4) 自然災害に備え、危機管理を徹底する（防災訓練、非常食の備蓄等）
- 5) 専門性向上や支援内容の充実を目的とした会議や研修会の定期的な実施
- 6) もしもしネット他関係機関と連携して、利用者の生活や健康状況の把握及び対応を行う

5 庶務会計

- 1) 新規事業（共同生活援助）、本体施設の定員増を含め、財務諸表による経営状況の把握
- 2) コスト管理の徹底及び経費削減対策
- 3) 福祉制度の動向を確実に把握し、実地監査を想定した準備、対応を行う
- 4) 職員勤務状況の把握、勤怠管理の徹底
- 5) 利用状況及び稼働率の把握と調整、適切な請求業務
- 6) 預り金の管理及び利用料徴収の確認

- 7) 設備や車両の維持管理の徹底及び定期メンテナンス
- 8) 施設運営会議を定期開催し、経費及び在庫状況の把握を全体で共有する
- 9) 法人本部及び施設間での情報共有の徹底
- 10) 給食会議及び厨房掃除の定期実施、利用者ニーズに即したオリジナルメニュー推進

5 年間行事

1) 就労継続支援B型／就労移行支援

- イ) ガーデニング教室 (年4回)
- ロ) レクレーション (ハイキング・登山)
- ハ) 子ども体験教室 (7月～8月)
- ニ) 旅の日 (10月)
- ホ) 若楠感謝祭 (11月／法人連携)
- ヘ) ほんげんぎょう (1月)
- ト) 梅まつり (2月)
- チ) 園内職員研修 (年2回)
- リ) 園外視察 (年2回)
- ヌ) 防災訓練 (年3回)
- ル) もしもしネット連絡会議 (年6回／就労移行)

2) 共同生活援助

- イ) 保護者交流会・内覧会 (7月)
- ロ) 日帰り旅行 (10月)
- ハ) 防災訓練 (年2回 ※夜間含む)
- ニ) 災害訓練 (年1回)

障害者就業・生活支援センター もしもしネット

I 目的

安定した職業生活の継続において就業と生活、両面の支援が必要となる。対象者は、精神障害者(発達障害者を含む)支援が年々増加している中で、引きこもり支援、生活困窮者支援等に加え、昨今のコロナウイルス関連の影響により、求職や支援の状況も変化している。事業所・対象者支援において多様なニーズに応えるべく、地域、行政、医療、教育ほか関係機関へのフィードバック等さまざまな領域を超えてのケアマネジメント機能や、積極的な実践も求められている。各ケースに関する問題は複雑化しており、その対応にも困難性を増している。地域における安定した職業生活のために、各関係機関と連携を図りながら支援を提供していく。

II 事業方針

- 1 障害者の相談に応じ、就業及び生活上の問題について、必要な指導及び助言その他の援助を行う。
- 2 佐賀障害者職業センター、事業主により行われる職業準備訓練及び職場実習を行うことについて斡旋する。
- 3 職場訪問を行い、事業主に対して障害者雇用の促進や、就業後の雇用管理に係る助言・相談・対応等を行う。
- 4 業務の円滑かつ有効な実施に資するため、関係機関との連絡会議を開催し関係構築を図る。
- 5 自立支援協議会、ネットワーク連絡会、センター担当者会議、定例会等に出席、関係機関と連携を深める。
- 6 就業者の余暇支援、職場定着を目的として相談・交流の場を設ける。レクリエーション、ピアカウンセリング、ビジネスマナー、生活スキル等をテーマにしてリモート等の活用も検討し、年4回程度実施する。
- 7 新制度や法改正に対応し、多様化する障害特性に対して専門性を高めるため、積極的に研修等へ参加し、職業リハビリテーションやケース検討等を実施し、スキルアップや質の向上に努める。

II 事業計画

- 1 事業主支援
 - 1) 職場定着を見据えた事業主支援の強化
 - 2) 人材確保やマッチング、定着支援、ハローワーク等と協議して雇用率未達成企業における対応を行う
 - 3) 事業主懇談会を開催し、ニーズの把握や関係構築により職場定着に繋げる
- 2 登録者の就業支援
 - 1) 新規登録者について導入場面でのアセスメント等を十分に行い、的確にニーズを捉え関係構築に努める
 - 2) 支援学校等若年者の支援にあたり、教育機関等と生活環境等について安全に情報共有を図り、本人・家族等の関係構築と的確な支援へ繋げる
 - 3) 各々のケースに応じた職業マッチングに努め、登録者の安定した職業生活の支援を目指す
 - 4) 年々増加する精神障害者や発達障害者、手帳未所持の方やその家族、普通

学校の進路相談等に対し、専門的な支援や助言、情報や資源の提供等を行い多様化する就業支援ニーズに対応する

5) 精神障害者において医療との連携を重点的に行い、職場定着に努める

3 登録者の生活支援

1) センター単独では解決困難な生活事案（生活困窮等）に関して、関係機関をコーディネートし、専門分野を生かした役割分担やチーム支援に繋げることで的確かつ迅速な対応に努める

2) 増加する精神障害者の生活面において、受診同行等、医療分野との連携を強化し雇用主と現状など共有をすることで、障害理解や安定した職業生活に繋げる

3) 相談支援事業所、生活自立センター、医療関係、訪問看護、家庭・グループホーム等と積極的に連携を図り、生活面の支援において多様なニーズに対応する

4) 生活リズムや精神的な不調に対応し、面談や訪問頻度等を適宜調整し安定を図ることで、本人と事業所、双方の支援にも繋げる

5) 対象者に向けた勉強会にて生活面のスキルを学習することや、交流会で支援者との関係構築や気持ちの安定を図り職場定着を図る（状況に応じリモート開催等も検討）

4 雇用・福祉施策の連携と地域貢献

1) 県内全センターのほか、佐賀労働局、佐賀県就労支援室、佐賀県発達障害就労センターで会し、県内の状況・政策における情報共有やケース検討等を行い支援力強化に努める（リモートを含む・四半期ごと）

2) 雇用・福祉連携を念頭に置き、連絡会議等を活用しながら地域の一般就労に関してのニーズを探り、コーディネートを行う

3) 移行支援事業所等（グリーンファーム山浦：移行・就労定着支援サービス）との連携。勉強会・ケース共有・雇用状況情報提供等を通して支援の幅を広げることや、定着支援サービスと協働で支援を行い、安定した職場定着を目指す

4) 法人内（地域移行連携における）の関係部署との連携・コーディネートを行い、ケースを通して相互の支援の質の向上に努めることで、法人としての強みとし、地域貢献に繋げる